

# ○特定商取引に関する法律

(昭和五十一年六月四日法律第五十七号)

|     |                  |
|-----|------------------|
| 改正  | 昭和五十九年六月二日法律第四九号 |
| 同   | 六三年五月一七号同第四三三号   |
| 平成  | 八年五月二二日同第四四号     |
| 同   | 一一年四月三三同第三四号     |
| 同   | 一二年七月一六日同第八七号    |
| 同   | 一二年二月二二日同第一六〇号   |
| 同   | 一二年一月一七号同第一二〇号   |
| (同) | 一二年一月二七号同第一二六号   |
| 同   | 一二年一月二七号同第一二六号   |
| 同   | 一四年四月一九日同第二八号    |
| 同   | 一六年五月二二日同第四四号    |
| 同   | 一八年六月二二日同第五〇号    |
| 同   | 二〇年五月二二日同第二九号    |
| 同   | 二〇年六月一八日同第七四号    |
| (同) | 二二年六月五日同第四九号     |
| 同   | 二二年六月五日同第四九号     |
| 同   | 二三年六月二四日同第七四号    |
| 同   | 二四年八月二二日同第五九号    |

訪問販売等に関する法律をここに公布する。

特定商取引に関する法律 (平一法二〇・改称)

## 目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売
  - 第一節 定義(第二条)

第三十四編 商業 (特定商取引に関する法律)

A [日法一〇二二〇・一] 88

- 第二節 訪問販売(第三条—第十条)
- 第三節 通信販売(第十一条—第十五条の二)
- 第四節 電話勧誘販売(第十六条—第二十五条)
- 第五節 雑則(第二十六条—第三十二条の二)
- 第三章 連鎖販売取引(第三十三条—第四十条の三)
- 第四章 特定継続的役務提供(第四十一条—第五十条)
- 第五章 業務提供誘引販売取引(第五十一条—第五十八条の三)
- 第五章の二 訪問購入(第五十八条の四—第五十八条の十七)
- 第五章の三 差止請求権(第五十八条の十八—第五十八条の二十)
- 五
- 第六章 雑則(第五十九条—第六十九条)
- 第七章 罰則(第七十条—第七十六条)
- 附則
- 第一章 総則
  - (目的)
  - 第一条 この法律は、特定商取引(訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引、業務提供誘引販売取引並びに訪問購入に係る取引をいう。以下同じ。)を公正にし、及び購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(昭六三法四三・平八法四四・平一一法三四・平一二法二〇・平二四法

第三十四編 商業 (特定商取引に関する法律)

三三五〇

電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。

(平一六法四四・追加、平一〇法七四・一部改正)

(電話勧誘販売における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限)

第二十五条 販売業者又は役務提供事業者は、第十九条第一項各号のいずれかに該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした場合において、その売買契約又はその役務提供契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に於て当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

- 一 当該商品又は当該権利が返還された場合 当該商品の通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額 (当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額から当該商品又は当該権利の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額)
- 二 当該商品又は当該権利が返還されない場合 当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額
- 三 当該役務提供契約の解除が当該役務の提供の開始後である場合 提供された当該役務の対価に相当する額

四 当該契約の解除が当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供の開始前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

2 販売業者又は役務提供事業者は、第十九条第一項各号のいずれかに該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした場合において、その売買契約についての代金又はその役務提供契約についての対価の全部又は一部の支払の義務が履行されない場合 (売買契約又は役務提供契約が解除された場合を除く。) には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該商品若しくは当該権利の販売価格又は当該役務の対価に相当する額から既に支払われた当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

(平八法四四・追加、平一二法二二〇・旧第九条の十三繰下・一部改正)

第五節 雑則

(昭六三法四三・節名追加、平八法四四・旧第四節繰下)

(適用除外)

第二十六条 前三節の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

- 一 売買契約又は役務提供契約で、第二条第一項から第三項までに規定する売買契約若しくは役務提供契約の申込みをした者が

A [日法一〇二二〇・一] ㊟

営業のために若しくは営業として締結するもの又は購入者若しくは役務の提供を受ける者が営業のために若しくは営業として締結するものに係る販売又は役務の提供

二 本邦外に在る者に対する商品若しくは権利の販売又は役務の提供

三 国又は地方公共団体が行う販売又は役務の提供

四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う販売又は役務の提供（その団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う販売又は役務の提供を含む。）

イ 特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会

ロ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八八条の二又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条の団体

ハ 労働組合

五 事業者がその従業者に対して行う販売又は役務の提供  
六 株式会社以外の者が発行する新聞紙の販売

七 弁護士が行う弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三条第一項に規定する役務の提供及び同法第三十条の二に規定する弁護士法人が行う同法第三条第一項又は第三十条の五に規定する役務の提供並びに外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第三号

第三十四編 商業（特定商取引に関する法律）

に規定する外国法事務弁護士が行う同法第三条第一項、第五条第一項、第五条の二第一項又は第五条の三に規定する役務の提供

八 次に掲げる販売又は役務の提供

イ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者が行う同法第八項に規定する商品の販売又は役務の提供、同法第十二項に規定する金融商品仲介業者が行う同法第十一項に規定する役務の提供、同項に規定する登録金融機関が行う同法第三十三条の五第一項第三号に規定する商品の販売又は役務の提供、同法第七十九条の十に規定する認定投資者保護団体が行う同法第七十九条の七第一項に規定する役務の提供及び同法第三十項に規定する証券金融会社が行う同法第五十六条の二十四第一項又は第五十六条の二十七第一項に規定する役務の提供

ロ 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業を営むものを含む。）が行う宅地建物取引業法第二条第二号に規定する商品の販売又は役務の提供

ハ 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行業者及び同法第三項に規定する旅行業

者代理業者が行う同法第二条第三項に規定する役務の提供

ニ イからハまでに掲げるもののほか、他の法律の規定によつて訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売における商品若しくは指定権利の売買契約又は役務提供契約について、その勧誘若しくは広告の相手方、その申込みをした者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益を保護することができることと認められる販売又は役務の提供として政令で定めるもの

2 第四条、第五条、第九条、第十八条、第十九条及び第二十四条の規定は、その全部の履行が契約の締結後直ちに行われることが通例である役務の提供として政令で定めるものであつて、訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものの全部又は一部が、契約の締結後直ちに履行された場合(主務省令で定める場合に限る。)については、適用しない。

3 第九条及び第二十四条の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

- 一 その販売条件又は役務の提供条件についての交渉が、販売業者又は役務提供事業者と購入者又は役務の提供を受ける者との間で相当の期間にわたり行われることが通常の取引の態様である商品又は役務として政令で定めるものの販売又は提供
- 二 契約の締結後速やかに提供されない場合には、その提供を受ける者の利益を著しく害するおそれがある役務として政令で定める役務の提供

4 第九条及び第二十四条の規定は、訪問販売又は電話勧誘販売に該当する販売又は役務の提供が次の場合に該当する場合における当該販売又は役務の提供については、適用しない。

- 一 第九条第一項に規定する申込者等又は第二十四条第一項に規定する申込者等が第四条若しくは第五条又は第十八条若しくは第十九条の書面を受領した場合において、その使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき(当該販売業者が当該申込者等に当該商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。)

二 第九条第一項に規定する申込者等又は第二十四条第一項に規定する申込者等が第四条若しくは第五条又は第十八条若しくは第十九条の書面を受領した場合において、相当の期間品質を保持することが難しく、品質の低下により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを引き渡されたとき。

三 第五条第二項又は第十九条第二項に規定する場合において、当該売買契約に係る商品若しくは指定権利の代金又は当該役務提供契約に係る役務の対価の総額が政令で定める金額に満たないとき。

5 第四条から第十条までの規定は、次の訪問販売については、適用しない。

- 一 その住居において売買契約若しくは役務提供契約の申込みを

# ○特定商取引に関する法律施行

## 令

(昭和五十一年十一月二十四日)  
政令第二百九十五号

改正

|                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 昭和五十二年 二月 一日政令第一二二号 | 平成十八年 四月二十六日政令第一八〇号 |
| 同 六三年一月 八日同 第三一九号   | 同 一九年 六月二〇日同 第一八三号  |
| 平成 三年 五月二九日同 第一八八号  | 同 一九年 二月二日同 第三六三号   |
| 同 八年一〇月一六日同 第三〇五号   | 同 二〇年 一月六日同 第三四三号   |
| 同 一一年一〇月 八日同 第三一八号  | 同 二一年 四月三日同 第一一七号   |
| 同 一一年二月二七日同 第四二八号   | 同 二一年 八月四日同 第三七号    |
| 同 一三年 一月 四日同 第四号    | 同 二一年 八月四日同 第二一七号   |
| 同 一三年 三月二八日同 第七六号   | 同 二二年 三月三一日同 第六二号   |
| 同 一四年二月一八日同 第三八六号   | 同 一三年 五月二日同 第一三八号   |
| 同 一五年 六月 四日同 第二四五号  | 同 一三年 六月二四日同 第一八一号  |
| 同 一五年 七月一八日同 第三一五号  | 同 一五年 二月 八日同 第三二二号  |
| 同 一六年 八月二七日同 第二六一号  |                     |

訪問販売等に関する法律施行令をここに公布する。

特定商取引に関する法律施行令 (平二三政七六・改称)

内閣は、訪問販売等に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)第二条第三項、第六条第一項前段及び同項第二号、第十条第三項第二号、第十一条第一項、第十三条並びに第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(特定顧客の誘引方法)

第一条 特定商取引に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項第二号の政令で定める方法は、次のいずれかに該当する方法とする。

第三十四編 商業 (特定商取引に関する法律施行令)

一 電話、郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便(以下「信書便」という。)、電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法若しくは法第十二条の三第一項に規定する電磁的方法(以下「電磁的方法」という。)により、若しくはピラ若しくはパンフレットを配布し若しくは拡声器で住居の外から呼び掛けることにより、又は住居を訪問して、当該売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営業所その他特定の場所への来訪を要請すること。

二 電話、郵便、信書便、電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法若しくは電磁的方法により、又は住居を訪問して、他の者に比して著しく有利な条件で当該売買契約又は役務提供契約を締結することができる旨を告げ、営業所その他特定の場所への来訪を要請すること(当該要請の日前に当該販売又は役務の提供の事業に関して取引のあつた者に対して要請する場合を除く。)

(昭六三政三二九・追加、平二三政七六・平一四政三八六・平一六政二六)

一・平二〇政三四三・一部改正

(電話をかけさせる方法)

第二条 法第二条第三項の政令で定める方法は、次のいずれかに該当する方法とする。

第三十四編 商業 (特定商取引に関する法律施行令)

三二八・二

一 電話、郵便、信書便、電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法若しくは電磁的方法により、又はビラ若しくはパンフレットを配布して、当該売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに電話をかけることを要請すること。

二 電話、郵便、信書便、電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法又は電磁的方法により、他の者に比して著しく有利な条件で当該売買契約又は役務提供契約を締結することができる旨を告げ、電話をかけることを要請すること(当該要請の日前に当該販売又は役務の提供の事業に関して取引のあつた者に対して要請する場合を除く)。

(平八政三〇五・追加、平一四政三八六・平一六政二六一・一部改正)

(指定権利)

第三条 法第二条第四項の指定権利は、別表第一に掲げる権利とする。

(平二二政二一七・全改)

(勧誘目的を告げない誘引方法)

第三条の二 法第六条第四項、第三十四条第四項及び第五十二条第三項の政令で定める方法は、電話、郵便、信書便、電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法若しくは電磁的方法により、若しくはビラ若しくはパンフレットを配布し若しくは拡声器で住居の外から呼び掛けることにより、又は住居を訪問して、営業所その他特定の場所への来訪を要請する方法とする。

(平一六政二六一・追加)  
(情報通信の技術を利用する方法)

第四条 販売業者又は役務提供事業者は、法第十三条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該申込みをした者に対し、その用いる同項前段に規定する方法の種類及び内容を示し、書面又は同項前段に規定する方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た販売業者又は役務提供事業者は、当該申込みをした者から書面又は法第十三条第二項前段に規定する方法により同項前段に規定する方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該申込みをした者に対し、同項に規定する事項の提供を同項前段に規定する方法によつてしてはならない。ただし、当該申込みをした者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(平一三政四・追加、平一三政七六・旧第六条の二繰下・一部改正、平一六政二六一・平二二政二一七・一部改正、平二二政一一七・旧第七条繰上)

(他の法律の規定によつて購入者等の利益を保護することができると認められる販売又は役務の提供)

第五条 法第二十六条第一項第八号ニの政令で定める販売又は役務の提供は、別表第二に掲げる販売又は役務の提供とする。

(平二二政二一七・追加)

第三十四編 商業 (特定商取引に関する法律施行令)

三二九六

別表第一 (第三条関係)

(昭六三政三一九・追加、平八政三〇五・平一三政

七六・一部改正、平一二政一一七・旧別表第二繰上)

- 一 保養のための施設又はスポーツ施設を利用する権利
- 二 映画、演劇、音楽、スポーツ、写真又は絵画、彫刻その他の美術工芸品を鑑賞し、又は観覧する権利
- 三 語学の教授を受ける権利

別表第二 (第五条、第五条の二関係)

(平一二政一一七・追加、平一二

政六二・平三政三三八・平三政二八一・一部改正)

- 一 軌道法 (大正十年法律第七十六号) 第四条に規定する軌道経営者が同法第三条に規定する事業として行う役務の提供
- 二 無尽業法 (昭和六年法律第四十二号) 第二条第一項の免許を受けた無尽会社が行う同法第一条に規定する役務の提供及び同法第三十五条の二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供
- 三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 (昭和十八年法律第四十三号) 第一条第一項の認可を受けた同項に規定する金融機関が行う同項に規定する役務の提供又は同項に規定する事業若しくは業務として行う役務の提供及び同法第十二条の二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供
- 四 農業協同組合法 (昭和二十二年法律第三百二十二号) 第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第九十二条の四第一項において準用する同条第二項の規定により読み替えられた銀行法 (昭和五十六年法律第五十九号) 第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供 (同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。) 及び農業協同組合法第九十二条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第五項第一号に規定する役務の提供

五 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十六項に規定する信用格付業者が行う同条第三十五項に規定する商品の販売又は役務の提供、同法第三十五條第一項に規定する金融商品取引業者が行う同項に規定する役務の提供（同項第五号、第六号、第九号から第十二号まで及び第十五号に掲げるもの並びに同法第二条第八項に規定する金融商品取引業として行うものを除く。）又は同法第三十五條第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供及び同法第五十六條の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第十一項に規定する役務の提供

六 公認会計士が行う公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）第二条第一項又は第二項に規定する役務の提供、同法第十六條の二第五項に規定する外国公認会計士が行う同法第二条第一項又は第二項に規定する役務の提供及び同法第三十四條の二の二第一項に規定する監査法人が同法第三十四條の五に規定する業務として行う役務の提供（同条第二号に掲げるものを除く。）

七 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第二百一十一條の四第一項において準用する同条第二項の規定により読み替えられた銀行法第五十二條の四十二第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供（同項に規定する主務大臣の承認を

受けた業務として行うものを除く。）及び水産業協同組合法第二百一十一條の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第五項第一号に規定する役務の提供

七の二 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第六十九條の二第二項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第六項第一号に規定する役務の提供

八 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六條の三第三項に規定する信用協同組合代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第六條の五第一項において準用する銀行法第五十二條の四十二第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）

九 海上運送法第三条第一項の許可を受けた同法第八条第一項に規定する一般旅客定期航路事業者が同法第二条第五項に規定する事業として行う役務（同法第十九條の四第一項に規定する事業として行う役務を除く。）の提供及び同法第二十一条第一項の許可を受けた同法第二十一条の二に規定する旅客不定期航路事業者が同法第二十一条第一項に規定する事業として行う役務の提供

十 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第二十六号に規定する放送事業者が行う同条第一号に規定する役務の提供

十一 司法書士が行う司法書士法（昭和二十五年法律第九十七

第三十四編 商業 (特定商取引に関する法律施行令)

三二九八

号) 第三条第一項に規定する役務の提供及び同法第二十六条に規定する司法書士法人が同法第二十九条第一項に規定する業務として行う役務の提供

十二 土地家屋調査士が行う土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号) 第三条第一項に規定する役務の提供及び同法第二十六条に規定する土地家屋調査士法人が同法第二十九条第一項に規定する業務として行う役務の提供

十三 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号) 第二条第二十三項に規定する商品先物取引業者が行う同条第二十二項に規定する商品の販売又は役務の提供及び同条第二十九項に規定する商品先物取引仲介業者が行う同条第二十八項に規定する役務の提供

十四 行政書士が行う行政書士法(昭和二十六年法律第四号) 第一条の二第一項又は第一条の三に規定する役務の提供及び同法第十三条の三に規定する行政書士法人が同法第十三条の六に規定する業務として行う役務の提供

十五 道路運送法第四条第一項の許可を受けた同法第九条第六項第三号に規定する一般旅客自動車運送事業者が同法第三条第一号に規定する事業として行う役務の提供

十六 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号) 第七十八條第四項に規定する自動車分解整備事業者が行う自動車の点検又は整備

十七 税理士が行う税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七

号) 第二条第一項若しくは第二項又は第二条の二第一項に規定する役務の提供及び同法第四十八条の二に規定する税理士法人が同法第四十八条の五に規定する業務として行う役務の提供又は同法第四十八条の六に規定する役務の提供

十八 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号) 第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供(同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。)及び信用金庫法第八十五条の四第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供

十九 内航海運業法(昭和二十七年法律第五十一号) 第七条第一項に規定する内航海運業者が行う同法第二条第二項に規定する役務の提供

二十 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号) 第二条に規定する長期信用銀行が行う同法第六条第一項から第三項まで若しくは第八条に規定する商品の販売若しくは役務の提供又は同法第六条第二項若しくは第三項若しくは第六条の二に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う商

品の販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）及び長期信用銀行法第十六条の八第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供

二十一 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二百二条第一項に規定する本邦航空運送事業者が行う同法第二条第十八項に規定する役務の提供、同法第二百二十六条第一項に規定する外国人国際航空運送事業者が行う同法第二百二十九条第一項に規定する役務の提供及び同法第三百十条の二の許可を受けた者が行う同条に規定する役務の提供

二十二 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第九十四条第三項において準用する同条第四項の規定により読み替えられた銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣及び厚生労働大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）及び労働金庫法八十九条の五第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供

二十三 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第七条第一項に規定する倉庫業者が行う同法第二条第二項に規定する役務の提供

二十四 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第一百五

第三十四編 商業（特定商取引に関する法律施行令）

A 「日法九七一〇・一」 ㊟

条に規定する国民年金基金が行う同法第二百二十八条第一項に規定する役務の提供

二十五 割賦販売法（昭和三十六年法律第五百五十九号）第三十条第一項に規定する包括信用購入あつせん業者が行う同法第二条第三項に規定する役務の提供及び同法第三十五条の三の二第一項に規定する個別信用購入あつせん業者が行う同法第二条第四項に規定する役務の提供

二十六 社会保険労務士が行う社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項に規定する役務の提供及び同法第二十五条の六に規定する社会保険労務士法人が同法第二十五条の九第一項に規定する業務として行う役務の提供

二十七 積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第一百一十号）第二条第四号に規定する積立式宅地建物販売業者が行う同条第二号に規定する商品の販売又は役務の提供

二十八 削除

二十九 銀行法第二条第一項に規定する銀行が行う同法第十条第一項若しくは第二項に規定する商品の販売若しくは役務の提供又は同項、同法第十一条若しくは第十二条に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第十五項に規定する銀行代理業者が行う同法第十四項に規定する役務の提供又は同法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）、同法第二条第

第三十四編 商業 (特定商取引に関する法律施行令)

三三九九・2

十七項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第二十一項に規定する役務の提供及び同法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店が行う同法第十条第一項若しくは第二項に規定する商品の販売若しくは役務の提供又は同項、同法第十一条若しくは第十二条に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供

三十 削除

三十一 貸金業法 (昭和五十八年法律第三十二号) 第二条第二項に規定する貸金業者が行う同条第一項に規定する役務の提供及び同条第十八項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第二十二項に規定する役務の提供

三十二 電気通信事業法 (昭和五十九年法律第八十六号) 第二条第五号に規定する電気通信事業者が行う同条第四号に規定する役務の提供

三十三 鉄道事業法 (昭和六十一年法律第九十二号) 第七条第一項に規定する鉄道事業者が同法第二条第一項に規定する事業として行う役務の提供及び同法第三十四条の二第一項に規定する索道事業者が行う同法第二条第五項に規定する役務の提供

三十四 貨物利用運送事業法 (平成元年法律第八十二号) 第七条第一項に規定する第一種貨物利用運送事業者が行う同法第二条第七項に規定する役務の提供及び同法第二十四条第一項に規定する第二種貨物利用運送事業者が行う同法第二条第八項に規定する役務の提供

三十五 貨物自動車運送事業法 (平成元年法律第八十三号) 第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者が行う同法第二条第二項に規定する役務の提供及び同法第三十六条第一項に規定する貨物軽自動車運送事業者が行う同法第二条第四項に規定する役務の提供

三十六 削除

三十七 商品投資に係る事業の規制に関する法律 (平成三年法律第六十六号) 第二条第四項に規定する商品投資顧問業者が行う同条第三項に規定する役務の提供

三十八 不動産特定共同事業法 (平成六年法律第七十七号) 第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者が行う同条第四項に規定する役務の提供

三十九 保険業法第二条第二項に規定する保険会社が行う同法第九十七条第一項、第九十八条第一項若しくは第九十九条第二項 (同法第二条第三項に規定する生命保険会社にあつては、同法第九十七条第一項、第九十八条第一項又は第九十九条第二項若しくは第三項) に規定する商品の販売若しくは役務の提供又は同法第九十八条第一項、第九十九条第一項若しくは第二項若しくは第一百条に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第二条第七項に規定する外国保険会社等 (以下この号において単に「外国保険会社等」という。) が行う同法第九十九条において準用する同法第九十七条第一項、第九十八条第一項若しくは第九十九条第二項 (同法第二条第八項に規定

A [日法九七・一〇・一] ㊟

する外国生命保険会社等にあつては、同法第九十九条において準用する同法第九十七条第一項、第九十八条第一項又は第九十九条第二項若しくは第三項に規定する商品の販売若しくは役務の提供又は同法第九十九条において準用する同法第九十九条第一項、第九十九条第二項若しくは第三項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第二十八条第十八項に規定する少額短期保険業者が同法第二百七十二条の十一第一項又は第二項に規定する事業又は業務として行う商品の販売又は役務の提供、同法第二十五条に規定する保険仲立人が行う同項に規定する役務の提供、同法第二十八項に規定する指定紛争解決機関が行う同法第四十項に規定する役務の提供、同法第二百四十条第一項の規定により外国保険会社等とみなされる同法第二百十九條第一項に規定する引受社員（同法第二百二十三條第一項に規定する免許特定法人（以下この号において単に「免許特定法人」という。）の社員である者に限る。以下この号において同じ。）が行う同法第九十九条において準用する同法第九十七条第一項、第九十八条第一項若しくは第九十九条第二項（同法第二百十九條第四項に規定する特定生命保険業免許を受けた免許特定法人の引受社員にあつては、同法第九十九条において準用する同法第九十七条第一項、第九十八条第一項又は第九十九条第二項若しくは第三項）に規定する商品の販売若しくは役務の提供又は同法第九十九条において準用する同法第九十八条第一項、第九十九条第一項

## 第三十四編 商業（特定商取引に関する法律施行令）

若しくは第二項若しくは第百条に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供及び同法第二百七十六条に規定する特定保険募集人（同法第二条第十九項に規定する生命保険会社の役員若しくは使用人又はこれらの者の使用人、同項に規定する生命保険会社の委託を受けた者の役員又は使用人、同法第二十二項に規定する少額短期保険業者の役員又は使用人及び同項に規定する少額短期保険業者の委託を受けた者の役員又は使用人である者を除く。）が行う同法第二条第二十六項に規定する役務の提供

四十 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社が行う同法第二項に規定する役務の提供、同法第二百八条第一項に規定する特定譲渡人が行う同項に規定する役務の提供及び同法第二百二十四條に規定する原委託者が行う同法第二百八十六條第一項に規定する役務の提供

四十一 弁理士が行う弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第四条、第五条第一項、第六条又は第六条の二第一項に規定する役務の提供及び同法第三十七条に規定する特許業務法人が行う同法第四十条に規定する業務として行う役務の提供又は同法第四十一条に規定する役務の提供

四十二 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二条第二項に規定する自動車運転代行業者が行う同法第一項に規定する役務の提供

第三十四編 商業 (特定商取引に関する法律施行令)

四十三 削除

四十四 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第九十五条の四第一項において準用する同条第二項の規定により読み替えられた銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供(同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。)及び農林中央金庫法第九十五条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第二項に規定する役務の提供

四十五 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第五十一号)第二条第四号に規定する認証紛争解決事業者が行う同条第三号に規定する役務の提供

四十六 信託業法(平成十六年法律第五十四号)第二条第二項に規定する信託会社が行う同条第一項若しくは第三項に規定する役務の提供又は同法第二十一条第一項若しくは第二項に規定する事業若しくは業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第二条第六項に規定する外国信託会社が行う同条第一項若しくは第三項に規定する役務の提供又は同法第六十三条第二項において準用する同法第二十一条第一項若しくは第二項に規定する事業若しくは業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第二条第九項に規定する信託契約代理店が行う同条第八項に規定する役務の提供及び同条第十項に規定する指定

紛争解決機関が行う同条第十四項に規定する役務の提供

四十七 株式会社商工組合中央金庫が行う株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二十一条第一項、第三項、第四項若しくは第七項若しくは第三十三条に規定する商品の販売若しくは役務の提供又は同法第二十一条第四項若しくは第七項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供

四十八 電子記録債権法(平成十九年法律第二百二号)第二条第二項に規定する電子債権記録機関が同法第五十七条に規定する事業又は業務として行う役務の提供

四十九 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第一項に規定する前払式支払手段発行者が行う同法第三条第一項に規定する商品(当該前払式支払手段発行者が発行するものに限る。)の販売又は役務の提供、同法第二条第三項に規定する資金移動業者が行う同条第二項に規定する商品の販売又は役務の提供及び同条第八項に規定する指定紛争解決機関が行う同法第九十九条第一項各号列記以外の部分に規定する役務の提供